

畜産農家の方々へ(お知らせ)

飼料価格高騰対策について

県では、配合飼料価格等の高騰により経営に深刻な影響を受けている畜産農家の方々を対象とした相談窓口を設置し、様々な支援を行っています。

飼料価格高騰に関する主な支援策

■ 当面の運転資金や、飼料関係機械等の導入資金を借入したい(融資制度)

○ 当面の運転資金

対象者	名称	内容
● 畜産農家(生産性向上計画の承認を受けた方)	家畜飼料特別支援資金	飼料費
● 農業者(農業所得が総所得の過半を占める方)	農林漁業セーフティネット資金	原油や家畜飼料等の価格高騰による一時的な経営悪化に対応するための長期運転資金
● 認定農業者	農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	種苗代、飼肥料代等の運転資金

○ 飼料関係機械等の導入資金

対象者	名称	内容
● 認定農業者、集落営農組織、その他の農業者等	農業近代化資金	施設・機械等導入資金、長期運転資金
● 認定農業者	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農地取得資金、施設・機械等導入資金、長期運転資金
● 認定農業者以外の担い手農業者	経営体育成強化資金	農地取得資金、施設・機械等導入資金

※上記制度資金については、畜産農家の方々のニーズに迅速に対応できるよう、貸付実行までの期間短縮に努めています。

※上記融資制度の詳細は裏面の「相談窓口」におたずねください

■飼料高騰対策技術に関するアドバイスを受けたい（技術指導）

下記の「相談窓口」において、飼料高騰対策技術などに関するアドバイスを
行っていますので、お気軽にご相談ください。

■飼料価格高騰に対するその他の支援策

○飼料用米などの試験栽培への助成（地域水田農業活性化緊急対策）

●対象者

「非主食米低コスト生産技術確立試験契約」（経営する水田の一部を利用して、
地域水田農業推進協議会の指示に従い、飼料米等の非主食用米の低コスト生産
技術の確立試験に取り組み、その試験結果等を同協議会に報告する内容の長期
契約：3年）を結んだ農業者

●助成金額

20年産の飼料米等の試験ほ場面積（生産調整の拡大分）について、
10アール当たり5万円を助成

※この対策は、平成19年度のみのもので、取組を希望される方は、
各地域水田農業推進協議会または下記窓口に早めにご相談ください。

■今後、国等の新たな対策が決まった場合は、情報提供します

相 談 窓 口

●地域の窓口

相談窓口	住 所	電話番号
熊本農政事務所農業振興課	熊本市南千畑町4-33	096-355-7732
宇城地域振興局農業振興課	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-3961
玉名地域振興局農業振興課	玉名市岩崎1004-1	0968-74-2135
鹿本地域振興局農業振興課	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-2156
菊池地域振興局農業振興課	菊池市隈府1272-10	0968-25-4160
阿蘇地域振興局農業振興課	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-22-1115
上益城地域振興局農業振興課	上益城郡御船町辺田見396-1	096-282-3429
八代地域振興局農業振興課	八代市西片町1660	0965-33-3462
芦北地域振興局農業振興課	芦北郡芦北町芦北2670	0966-82-2071
球磨地域振興局農業振興課	人吉市西間下町86-1	0966-22-5279
天草地域振興局農業振興課	天草市今釜新町3530	0969-22-4256
社団法人熊本県畜産協会	熊本市桜木6-3-54	096-365-8200

●総合窓口

熊本県農林水産部畜産課
(資金関係) 団体支援総室

熊本市水前寺6-18-1（県庁本館8階）

TEL:096-333-2398

TEL:096-333-2371

大家畜特別支援資金融通事業（新規）

（牛農家特別支援資金融通事業）

1 事業の目的

負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農及び肉用牛経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える（ローリング方式）資金の融通等

② 経営継承資金

後継者が親等から大家畜経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

⑤ 償還期間等（平成20年4月18日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	15年以内	25年以内	25年以内	25年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料・原油高に対する緊急対策（20年度のみ）

① 既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

② 新たな資金調達手法の確立

家畜を担保とした資金調達手法の早急な確立

3 事業実施主体

（社）中央畜産会

4 融資枠

400億円

家畜飼料特別支援資金融通事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通を行うことにより、畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 配合飼料価格（補てん金を除く農家実質負担価格）が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準（指標として単位当たり配合飼料価格の水準を設定）となった場合、限度額の範囲内において畜産経営に対する飼料購入資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行う。

① 資金の用途 飼料費

② 貸付利率 1.35%（平成20年4月18日現在）

③ 償還期限 10年（うち据置期間 3年）以内

④ 貸付限度額 ア 牛 肥育牛 : 40千円/頭
乳用牛 : 30千円/頭
繁殖雌牛 : 8千円/頭

イ 豚 : 8千円/頭

ウ 鶏 : 40千円/100羽

⑤ 利子補給率 農業近代化資金の基準金利と貸付利率との差

⑥ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 都道府県農業信用基金協会が行う債務保証に対して支援を行う。

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 融資枠

680億円

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営においてTSE（BSE、スクレイピー等）、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 融通対象者

① 経営再開資金（発生農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金（移動制限区域内農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者

③ 経営維持資金（風評被害農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 貸付対象

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（貸付利率は平成20年4月18日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛10万円、肥育用牛10万円、 繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、 繁殖豚2万円、鶏4万円、 繁殖用めん羊及び山羊1万円	
償還期限 ：うち据置期間	5年以内 2年以内	3年以内 1年以内	
貸付利率	1.475%以内		1.70%以内
利子補給率	1.475%以内		1.01%以内

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫

4 事業実施主体 (社) 中央畜産会

5 融資枠 350億円